

平成30年9月18日制定

周南市上下水道局建設工事の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取
扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市上下水道局が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る競争入札の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、工事に係る積算内容の疑義申立てを行う場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

(積算疑義申立ての対象)

第2条 工事に係る積算内容の疑義申立ては、条件付一般競争入札により入札を執行する工事（落札候補者となりうる者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）を対象とし、入札後に公表する工事積算内訳（金額及び数量が記載された工事積算内訳をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（以下「積算疑義」という。）を申立ての対象とする。

(入札参加者への周知)

第3条 前条の規定による対象工事については、入札公告の際に明示するものとする。

(入札の執行)

第4条 第2条の規定による対象工事について、入札執行者は「積算疑義申立て対象工事であるため、入札を保留する」旨を宣言し、当日の入札手続きはいったん終了するものとする。

(積算内容の公表)

第5条 前条の保留宣言後速やかに入札監理担当課にて工事積算内訳を公表する。

2 前項の公表内容等については、周南市が別に定める「周南市工事積算内訳公表要領」に基づき対応するものとする。

(積算疑義申立ての方法)

第6条 入札参加者（積算疑義申立ての対象となる入札に参加した者をいう。以下同じ。）は、積算疑義があるときは、入札日（開札日）を1日目として3日目（本市の休日を除く）の午後4時までに積算疑義申立書を入札執行者へ持参して提出

することにより積算疑義を申し立てることができる。

(積算疑義申立て内容の確認)

第7条 入札執行者は、前条により提出された積算疑義申立書を工事担当課長に送送するものとし、工事担当課長は、積算疑義申立書の送送があったときは、速やかに積算疑義申立て内容を確認しなければならない。

(積算疑義の申立て対象外のもの)

第8条 第6条の規定にかかわらず、積算疑義の申立てが次のいずれかに該当するときは、積算疑義の申立てとして取り扱わないものとし、工事担当課長はその旨を積算疑義申立者（以下「申立者」という。）へ回答する。

- (1) 入札参加者以外の者から提出されたもの
- (2) 積算疑義の申立ての対象となる工事が特定できないもの
- (3) 積算疑義が具体的でないものその他積算疑義が特定できないもの
- (4) 入札前に公表された設計図書等により確認できるもの
- (5) 単価が複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行うことにより確認できるもの
- (6) 単価設定条件書に記載されている単価の積算根拠に関するもの
- (7) 工事積算内訳書に記載されている数量の積算根拠に関するもの
- (8) 積算疑義申立て期間終了後に提出されたもの
- (9) その他積算疑義の申立て対象外として判断されるもの

(入札監理担当課長への報告)

第9条 工事担当課長は、申立者へ回答を行う前に、前条に該当するものも含め、積算疑義申立回答書（以下「回答書」という。）を作成し、入札監理担当課長へ報告しなければならない。

(申立者への回答)

第10条 工事担当課長は、申立者に対し、積算疑義申立て期間の末日を1日目として5日以内（本市の休日を除く。）に当該申立てに対し、回答書により回答するものとする。

(積算疑義申立て回答後の対応)

第11条 積算疑義の申立てがあった入札の取扱いについては、次の各号に掲げる確

認結果の区分に応じ、当該各号に定める取扱いとする。

(1) 違算がない場合は、入札事務を続行する。

(2) 違算があり、落札候補者に変更が生じる場合その他適切な契約とならないと認められる場合は、入札を中止し、それ以外の場合は入札事務を続行する。

この場合において、入札を中止した場合は、入札中止の公表及び入札結果の公表を行う。

2 入札を中止した場合、入札執行者は工事担当課長にその旨を通知する。この場合、工事担当課長は全ての入札参加者に対して入札の中止を通知しなければならない。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、施行の日以後に公告する入札について適用する。

(第6条関係)

年 月 日

(宛先) 工事担当課長

(入札監理担当課経由)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

電 話 番 号

F A X 番 号

積算疑義申立書

私が入札に参加した下記の工事に係る積算内容に疑義があるので、積算疑義を申し立てます。

記

開 札 日	
工 事 名	
疑義内容	

※ 金額入り工事積算内訳を確認しないと判明しない事項に限ります。

※ 積算疑義申立て期間は、入札日（開札日）を1日目として3日目（本市の休日を除く）の午後4時までとし、これを過ぎた疑義申立ては受け付けません。

※ 疑義内容は、具体的に記載し、必要に応じて根拠資料を添付してください。

(第9条、第10条関係)

年 月 日

様

工事担当課長

積算疑義申立回答書

年 月 日提出の積算疑義申立てについて、下記のとおり回答します。

記

開 札 日	
工 事 名	
疑義申立事項	
回答事項	

(第11条関係)

年 月 日

入札に参加した業者 様

周南市上下水道事業管理者

印

入札の中止について

年 月 日に実施した入札について、積算疑義確認の結果、設計図書に違算がありましたので入札を中止いたします。

工事名	
-----	--

(工事担当課)

周南市上下水道局 ○○課

TEL FAX